

「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年1月6日
農 林 水 産 省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、セフトフルを有効成分とする注射剤の使用者が遵守すべき基準を改正し、豚に対する使用禁止期間を短縮することについて、令和4年11月14日から令和4年12月13日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

募集期間中にお寄せいただいた1件の御意見について検討を行い、御意見及び御意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめました。なお、本意見公募に対する御意見と認められないものは掲載していません。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）

消費・安全局畜水産安全管理課

電話：03-3502-8111（内線 4532）